

<報道発表資料>

令和6年4月24日

令和5年度埼玉県学力・学習状況調査における個人結果票の未返却について

県内公立中学校1校において、生徒394名分の「令和5年度埼玉県学力・学習状況調査の個人結果票」が未返却である事案が発生しました。

1 事案の概要

- 令和5年度に実施された埼玉県学力・学習状況調査の結果については、令和5年8月下旬に県教育委員会から各学校へ送付した。
- 9月上旬に当該校の教職員が一部の生徒の個人結果票に別の生徒の結果が誤って記載されていることに気付いたため、学校は、生徒394名分（1学年149名、2学年128名、3学年117名）の個人結果票の返却を取り止め、誤りの範囲の確認と個人結果票の修正作業を試みた。
- しかし、解決に至らず、令和6年3月29日（金曜日）に、校長が市町村教育委員会へ状況を報告した。
- 報告を受けた市町村教育委員会は、4月2日（火曜日）に校長から個人結果票が全生徒に返却されていない事実を聞き取り、翌4月3日（水曜日）に県教育委員会へ報告を行った。

2 学校の対応

- 4月23日（火曜日） 令和5年度の全学年の生徒及び保護者に対して謝罪通知を発出した。
- 4月25日（木曜日） 臨時の保護者会を開催し、報告と謝罪を行う予定。

3 今後の対応

誤りのあった個人結果票を再作成し、誤りのなかった個人結果票を含め5月上旬に返却する予定である。

4 再発防止策

各市町村教育委員会を通じて、引き続き、マニュアルに基づく誤り防止の徹底を図るとともに、学校において調査結果が返却された際の内容の確認や児童生徒へ速やかな返却について改めて注意喚起を行う。